

基発第 0330028 号
平成 21 年 3 月 30 日

総務省行政評価局長 殿

厚生労働省労働基準局長

「労働者災害補償保険の障害補償年金に係る定期報告書への住民票の写し等の添付の廃止（あっせん）」について（回答）

平成 18 年 10 月 24 日付総評相第 96 号により、貴局からあっせんのあった「労働者災害補償保険の障害補償年金に係る定期報告書への住民票の写し等の添付の廃止」について、当局における検討状況等を下記のとおり回答しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

労働者災害補償保険における障害補償年金又は障害年金の受給権者（以下「受給権者」という。）に係る定期報告書には、適正に保険給付を行うために、「住民票の写し又は戸籍の抄本」（以下「住民票の写し等」という。）の添付を求め、受給権者の生存確認を行っている。

今般、貴局のあっせんで踏まえ、受給権者の負担の軽減を図る観点から、労災行政情報管理システム（以下「労災システム」という。）と住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を連携させることにより受給権者の生存確認を行い、生存が確認できた者については、住民票の写し等の添付を不要とする措置を講ずること等を検討しているところである。

なお、労災システムと住基ネットとの連携については、次期労災システムの稼働（平成 23 年 4 月目途）に併せて実施する予定である。